



# 東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科  
医師が共同して保険  
診療を充実させよう

## 厚生労働省要請を実施

### 現場の診療行為と 保険点数の乖離訴え

#### CAD/CAMや口腔機能管理の要件緩和など要求

の判断は歯科医師の裁量とする。②観血処置後の局所止血処置が可能な薬剤の歯科適用拡大、③口腔機能管理および検査に係る評価をすること、④歯科衛生実地指導料の点数引き上げ、⑤CAD/CAMインレー形成加算(CAD In形)を個別点数として評価すること、⑥アンレーの点数の新設、⑦生活歯および失活歯の大白歯の単冠を4/5冠の適用とすること、⑧歯周病ハイリスク加算と総合医療管理加算の重複した摘要欄記載の省略などについて要請。また、CAD/CAM冠・インレーについては、第三大白歯や後続永久歯のない永久歯代行歯、下顎分割抜歯後の歯冠修復への適用拡大などについて要請した。

協会は7月3日、厚生労働省に対し、2026年度診療報酬改定に向けた要請を行った。

協会からは、加藤開、坪田有史、本橋昌宏各副会長、および川本弘、濱崎啓吾副理事、事務局が参加。厚生労働省は、保険局医療課の早乙女雅美主査(歯科医師)が対応した。

具体的には、①CAD/CAM冠・インレーの適用



早乙女雅美主査(写真右)に要請書を手渡す坪田有史副会長

## 中医協 10月から

### 医DXのマイナ保険証利用率 さらに引き上げ

7月23日に行われた中医協総会で、医療DXに対応する体制を評価する「医療DX推進体制整備加算」(以下、医DX)が議題に上がり、マイナ保険証の利用率実績要件を10月から引き上げる厚生労働省の提案が承認された。また、電子カルテ情報共有サービスに関する経過措置を2026

年5月31日まで延長する案も承認された。

利用率実績の下限15%から段階的に30%へ引き上げ

医DXは初診料に加算する点数で、電子処方箋等サービスの有無に応じて、マイナ保険証の利用率による「加算1・4(45%)」、「加算2・5(30%)」、「加算3・6(15%)」に分けられ、算定する点数が異なっていた。今回の提案では、電子処方箋の有無や3段階の枠組み、点数は変更せず、利用率実績のみ引き上げられた(表参照)。

科医療現場での診療行為と保険点数や制度設計の間に乖離や、複雑な算定要件による混乱を伝え、実態に即した診療報酬改定を行うよう、強く求めていく。

なお、都内のオンライン資格確認対応歯科医療機関に対する医DX届出歯科医療機関数の割合は、23・8%に留まっている(中医協資料より)。

電子カルテの要件は経過措置を延期

また、同加算の施設基準である「電子カルテ情報共有サービスが活用できる体制の確保」に関しては、体制整備に時間を要することが考慮され、9月末まで経過措置が設けられていた。

しかし、電子カルテ情報共有サービスの「医療法等の一部を改正する法律案」が未成立であることから、経過措置を26年5月31日まで延長することが承認

され、厚生労働省は近く事項を通知すると発表した。

今回、医療機関における電子処方箋導入に当たる新目標が掲げられ、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を目指すことが重要だと位置付けられた。なお、歯科医療機関については、現場で求められる電子カルテ・電子処方箋の導入方針を検討していくとし、26年度中に具体的な対応方針を決定する見通しが示された。

## 多くが9月末に有効期限 国保の健康保険証

### 全加入者に「資格確認書」を

#### 都・区市町村へ緊急要請

東京都における国民健康保険(以下、国保)の健康保険証は、概ね9月末に有効期限を迎える。その期限まで残り2カ月を切った。

後期高齢者とは異なり、渋谷区・世田谷区を除く国保では、マイナ保険証を登録した加入者に対しては「資格確認書」を発行しない方針である。マイナ保険証を登録したものの、現行の健康保険証を使い続ける患者は多く、混乱は必至

だ。協会はこの事態を解決すべく、東京都および都内の全区市町村(世田谷区・

このまま進めば患者も自治体も混乱の渦中へ

マイナ保険証は、国民全体の約7割が登録しているが、患者の利用率は約3割で、多くが健康保険証を使い続けている。その理由は、「紛失リスクを恐れてマイナ保険証を持ちたくない」などの不安に根差すものと思われる。

マイナ保険証を登録した国保の患者が資格確認書を

持つには、患者自らが区市町村に登録解除申請を行うか、要配慮者であればその申請を行う必要がある。これは患者には大きな負担となる(3面参照)。

負担増問題は、区市町村にもいえる。マイナ保険証の登録の有無によって資格確認書の送付対象を確定しなければならず、問い合わせや登録解除申請などの対応に忙殺される。また、マイナ保険証登録者に「資格情報のお知らせ」を郵送しているのあれば、コスト削減の観点では単体で使え

る「資格確認書」を一斉交付した方がよい。これは直ちに全都で行うべきである。

渋谷区・世田谷区の取り組みを都内全域で

協会が行った要望が陳情として扱われた場合、区市町村の議会は採択か不採択かを判断することになる。

ぜひ、議会の動向に注目をいたいただくことも、引き続き協会活動への協力を

## 施設基準などの“8月定例報告” 8月29日までに提出を

注意

施設基準などの届出状況報告(以下、8月定例報告)の時期が近づいてきた。定例報告の提出期限は2024年度から8月に変更された。毎年8月1日現在の届出書の記載事項について厚生局へ報告することが定められており、提出期限は8月29日(金)である。

### 歯初診・実地指(訪衛指)・選定療養など報告義務

歯科に関しては、歯科点数表の初診料の注1(歯初診)の施設基準を届出している場合や、在宅療養支援歯科診療所(歯援診)1または2の施設基準を届出している場合、歯科衛生実地指導料(実地指)または訪問歯科衛生指導料(訪衛指)のいずれかを算定した実績がある場合、C選療や金属床などの選定療養を実施している場合に提出が求められる。

定例報告に関する案内ハガキが届いたら、関東信越厚生局ホームページから必要な様式をダウンロードし、提出期限内(8月29日/金曜日)に提出いただきたい。ご不明な点は協会へご相談ください。

(☎03-3205-2999)  
※施設基準の講習会案内は5面を参照

(表) 医療DX加算

現行のマイナ保険証利用率	マイナ保険証利用率	
	利用率実績	25年1月～
適用時期(点数)	25年4月1日～9月30日	25年7月～25年12月～ 25年10月1日～26年2月28日 26年3月1日～5月31日
電子処方箋等導入	DX加算1(11点)	45% → 60%
	“2(10点)	30% → 40%
	“3(8点)	15% → 25%
電子処方箋未導入	“4(9点)	45% → 60%
	“5(8点)	30% → 40%
	“6(6点)	15% → 25%

電子カルテ情報共有サービス	
適用時期	～25年9月30日
経過措置	25年9月30日まで

**発行所**  
東京歯科保険医協会  
〒169-0075  
東京都新宿区高田馬場1-29-8  
いちご高田馬場ビル6階  
電話 03(3205)2999  
振替口座 00180-0-118231  
購読料 年6,000円  
(会員の購読料は含まれていません)

## 探針

先日、「カスハラ」についての新聞記事を読んだ。消費者から従業員へのハラスメントのことで、今までは常識のように「これは我々歯科医師には当てはまらない」と考えていた。歯科医師には「応召義務」があるからである▼患者と医療者の間の信頼関係は、年を追うごとに悪化しているような気がしてならない。お互いの信頼関係が築けなければ、歯科医師も口を慎み、言葉は少なくなるだろう▼前述の記事によれば、ある医院で以前に受付職員に対して、恫喝的な発言をした患者に、院長が「この前あなたは従業員に暴言を吐いた。そんな人は診られない。出ていってください」と話し、診療を拒否したという▼私は、その時の状況は記事内容の範囲でしか分からないためこれに全面的に賛同するつもりはない。しかし、こうした現実と日々隣り合わせで診療を行っている。どちらに非があるのかはさておき、どうすれば問題は収束するのだろうか。応召義務のことも頭に、ふと考えたひとコマだった。(F)

- News View**
- 1 指導計画と指導実施状況が明らかに生活保護の個別指導予定は6件
  - 2 光ディスク等でのレセプト請求猶予届出は8月末まで!
  - 3 東京都 支援金情報
  - 4 早坂会長が「資格確認書の一斉送付」要求
  - 5 「歯科はマイナ保険証の必要性低い」続く混乱、記者がひも解く(第53回定期総会記念講演)
  - 6 研究会・行事ご案内 新規開業医、スタッフ向け講習会ほか...
  - 7 戦後80年 伝えたい記憶、戦時の記録

# 光ディスク等でのレセプト請求 猶予届出は8月末まで!

東京都国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)、および社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)は現在、光ディスクでレセプト請求を行っている医療機関に対し、その継続には「様式第1号(光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書)」の提出が必要など、明記した案内書を送付している。

10月以降も光ディスクなどを用いた請求を継続する場合、8月31日までにポータルサイトで回答するか、書面で様式を提出する必要があります。書面で提出する場合は、国保連合会と支払基金にそれぞれに送付する必要があります。そのため注意して

東京都国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)、および社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)は現在、光ディスクでレセプト請求を行っている医療機関に対し、その継続には「様式第1号(光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書)」の提出が必要など、明記した案内書を送付している。

10月以降も光ディスクなどを用いた請求を継続する場合、8月31日までにポータルサイトで回答するか、書面で様式を提出する必要があります。書面で提出する場合は、国保連合会と支払基金にそれぞれに送付する必要があります。そのため注意して

国保連合会 HP  
支払基金 HP  
様式ダウンロード(厚労省 HP)

郵送・FAX送付先

【①支払基金本部】  
〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号  
社会保険診療報酬支払基金 事業統括部事業サポート課 行  
※支払基金は郵送のみ受け付けています。  
※封筒の表面に朱字で「移行計画書在中」とご記載ください。

【②国保連合会】 FAX番号:03-6238-0097  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号  
東京区政会館11階 東京都国民健康保険団体連合会 行  
※郵送の際は「オンライン請求届出書類在中」とご記載ください。



池川裕子理事

動画視聴はこちら  
(デンタルブックログイン)

指導で改善を求められた内容については、「改善状況報告書」などの提出が必要となる。また、過誤と指摘された請求額は、社会保険診療報酬支払基金を通じて支払われる診療報酬から控除される。

今回の開示請求により、2024年度の診療報酬の過誤調整額は200万円を超えたことが分かっている。生活保護法の個別指導でも健康保険法の個別指導と同様に、保険診療のルール

指導で改善を求められた内容については、「改善状況報告書」などの提出が必要となる。また、過誤と指摘された請求額は、社会保険診療報酬支払基金を通じて支払われる診療報酬から控除される。

今回の開示請求により、2024年度の診療報酬の過誤調整額は200万円を超えたことが分かっている。生活保護法の個別指導でも健康保険法の個別指導と同様に、保険診療のルール

## 生活保護の個別指導予定は6件 協会の開示請求により詳細判明

協会は東京都に対し、生活保護法による2025年度指導計画、および2024年度個別指導の状況について開示請求を行った。

【個別指導の実施計画】  
25年度内の個別指導は「6件程度」が計画されている。24年度までは指導日程が分かる資料が開示されていたが、25年度からは月ごとに「指導対象」と「指導実施期日」を決定することとなったため、これまでの様式の資料は作成されなかった。

協会が東京都に対し、生活保護法による2025年度指導計画、および2024年度個別指導の状況について開示請求を行った。

【個別指導の実施計画】  
25年度内の個別指導は「6件程度」が計画されている。24年度までは指導日程が分かる資料が開示されていたが、25年度からは月ごとに「指導対象」と「指導実施期日」を決定することとなったため、これまでの様式の資料は作成されなかった。

現在、実施時期などは明らかになってはいないが、対象となる医療機関は忘れることなく、必ず対応していただきたい。

【2024年度の個別指導は4件実施】  
24年度的生活保護法による個別指導は4件実施された。その内容は、歯周治療(歯周病検査やSRP、SPT)、埋伏歯などの抜歯手術、歯冠修復および欠損補綴などとなっている。

指導で改善を求められた内容については、「改善状況報告書」などの提出が必要となる。また、過誤と指摘された請求額は、社会保険診療報酬支払基金を通じて支払われる診療報酬から控除される。

今回の開示請求により、2024年度の診療報酬の過誤調整額は200万円を超えたことが分かっている。生活保護法の個別指導でも健康保険法の個別指導と同様に、保険診療のルール

指導で改善を求められた内容については、「改善状況報告書」などの提出が必要となる。また、過誤と指摘された請求額は、社会保険診療報酬支払基金を通じて支払われる診療報酬から控除される。

今回の開示請求により、2024年度の診療報酬の過誤調整額は200万円を超えたことが分かっている。生活保護法の個別指導でも健康保険法の個別指導と同様に、保険診療のルール

## 歯科訪問診療講習会に79名参加 「具体例が分かりやすい」の声

協会は6月30日、「これからは始める歯科訪問診療講習会」を開催した。講師は昨年度に引き続き、池川裕子理事が務めた。「長らく通院していた患者が高齢により通院困難になったため歯科訪問診療する必要があった」など、これから歯科訪問診療を始めようとする会員を中心にオンライン参加を含め79名が参加した。

居宅への訪問を想定し、講師が実際に使用している切削器具の紹介や歯科訪問診療の基礎的な内容を解説。協会が昨年実施した「会員の意識と実態調査」の結果をもとに、診療情報提供料の算定方法などにも触れた。

終了後のアンケートでは「具体例が分かりやすかった」「保険請求に関して詳しく説明を聞けて良かった」との声が寄せられた。これから歯科訪問診療を始めようとしている会員に役立つ内容になったことがうかがえた。

なお、本講習会のダイジェスト動画をデンタルブック内で配信中。

## 医療機関等物価高騰緊急支援金(2025年4月~9月分)

Jグランツ申請は10月1日開始 書面申請は8月18日から  
歯科診療所の支援金は7.8万円

東京都は6月30日付で、1歯科診療所当たり7.8万円が支給される「東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金(2025年度)」の要綱や申請様式を公表した。詳細は、東京都もしくは協会ホームページでご確認いただきたい。

なお、申請方法は、Jグランツ申請と書面申請の2種類。Jグランツ申請は、10月1日(水)~20日(月)が交付申請兼実績報告書の受付期間。なお、24年度(15万円)に行われたWEBによる事前申込は不要となった。

一方で、書面申請の場合は8月18日(月)~9月16日(火)の間にWEBによる事前申込受付が必要だ。この期間を過ぎると申請が認められないため、忘れずに手続きをしていただきたい。

なお、24年度の東京都物価高騰緊急対策支援金申請の際に、GビズIDを取得した方は、Jグランツ申請での対応をおすすめする。

① Jグランツ申請

10月1日(水)	交付申請兼実績報告受付開始
10月20日(月)	交付申請兼実績報告受付締切
12月以降	支援金支給

※Jグランツ申請におけるWebによる事前申込は2025年度より不要。

② 書面申請

8月18日(月)	Webによる事前申込受付開始(審査完了後、順次交付申請兼実績報告提出の御案内をメールにて送付)
9月16日(火)	事前申込提出期限
10月1日(水)	交付申請兼実績報告受付開始
10月20日(月)	交付申請兼実績報告受付締切※
12月以降	支援金支給

※交付申請兼実績報告書の内容を確認し、押印のうえ、印鑑証明書(個人事業主の場合は印鑑登録証明書)を添付し郵送。

## 生産性向上・職場環境整備等支援事業

支援金18万円を歯科診療所に支給  
申請開始は8月4日(月) 予定

東京都はホームページ上で、生産性向上・職場環境整備等支援金18万円の申請開始時期を公表している。

それによると、申請開始日は8月4日(月)、年内まで受付予定で、詳細な申請方法などは今後、ホームページ上で順次案内される。現時点では、対象は2025年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関で、支給要件は24年4月1日から26年3月31日までの間に、以下の業務効率化や職員の処遇改善を図る場合のいずれかで、複数も可。所要の経費に相当する給付金が支給される。

- ◆ICT機器等の導入による業務効率化：タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- ◆タスクシフト/シェアによる業務効率化：医師事務作業補助者、看護補助者などの職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア、給付金を活用したさらなる賃上げ
- ◆処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※東京都ホームページに「よくある質問」が公開されているので、ご活用いただきたい。(右QR)

東京都  
生産性向上・職場環境整備等支援事業ページ

### 保団連第3回代議員会 開催

## 協会 早坂会長が「資格確認書の「斉送付」要求

### 施設基準改善 執行部は「厚労省要請で訴えたい」



早坂美都会長

全国保険医団体連合会(保団連)は6月29日、千代田区の都市センターホテルで2024~25年度第3回代議員会を開催し、全国の協会・医会から代議員や事務局が参加した。当協会からは、代議員として早坂美

都会長のほか、加藤開田坪田有史、本橋昌宏の各副会長が代議員として参加した。当日の討論では、全国から発言通告が145本寄せられた。協会からは、早坂会長が、「健康保険証存続とともに、資格確認書の「斉送付」に取組もう」と発言し、執行部は「国・自治体・保険者に対応を迫る働きかけを引き続き強めたい」と返答した。そのほか、①子ども医療費助成制度の拡

加入者においては、概ね9月末に健康保険証の有効期間が終了する。なお、他県の患者の場合は、7月末で有効期限が切れている場合がある。国民健康保険加入者は後期高齢者とは異なり、資格確認書が、①渋谷区・世田



保団連特別決議はこちらから

## 後期高齢者の保険証 有効期限終了

### 8月は「資格確認書」の確認を忘れずに

7月末に後期高齢者が持つ健康保険証の有効期限を迎えるが、全ての後期高齢者に「資格確認書」が発行される(表1)。そのため、これまで健康保険証を提示していた患者は、8月から資格確認書を窓口に表示することになる。東京都の国民健康保険の

表1 資格確認方法の変更点(後期高齢者)

マイナ保険証	7月まで	8月以降
あり	マイナ保険証 または 健康保険証	マイナ保険証 または 資格確認書
なし	健康保険証	資格確認書

表2 資格確認方法の変更点(東京都の国民健康保険)

マイナ保険証	9月末まで*1	10月以降*1
あり	マイナ保険証 または 健康保険証	①マイナ保険証 または 資格確認書 ②マイナ保険証 (「資格情報のお知らせ」は2026年3月まで可*2) ③資格確認書
なし	健康保険証	資格確認書

\*1: 区市町村により切替時期が異なる場合があります。  
\*2: 暫定的な対応として「資格情報のお知らせ」のみでも、2026年3月末までは、オンライン資格確認システムに資格情報を照会することで、資格確認できる。  
\*3: 10月以降でも、マイナ保険証の登録解除はできます。患者向けのリーフレットはQRから。なお、介助が必要な要配慮者の場合、その申請を行うことでも、マイナ保険証に加えて資格確認書を手入することができます。



これからの窓口対応きほんのマニュアル

また、協会では昨年「これからの窓口対応きほんのマニュアル」を作成。複雑化する窓口での資格確認時にお困りの際はご確認いただき、対応の一助としていただきたいと思います。

## 第53回定期総会 記念講演

### 「歯科はマイナ保険証の必要性低い」 続く混乱、記者がひも解く



市窓口整備に22億円計画も

第53回定期総会(6月16日)では、マイナ保険証と保険証廃止と担当記者の2年間をテーマに、東京新聞社会部編集委員の長久保宏美氏が記念講演を行った。長久保氏は、まずマイナ保険証の利用率について、2025年4月時点で全国平均は28・65%である一方、国家公務員共済全体の平均は29・57%、厚生労働省(第一)共済組合が33・0%、厚生労働省共済組合厚生労働省本部が39・04%、総務省共済組合が33・52%と、国家公務員でも利用率が芳しくない状況を強調。また、東京都における電子処方箋の導入状況は24・7%(全国平均は29・3%)であり、歯科では東京が2%(全国は4%)と非常に低いことを指摘。医

科、歯科の双方において、電子処方箋の普及が進んでいない実情を報告し、このまま導入が進まなければ、「政府が説明するようなマイナ保険証の利点を享受することはできない」とし、自らの考えを示した。後期高齢者については、国会で野党議員の追及などもあり、26年7月まで暫定的に1年間延長して資格確認書を交付する措置が決まったと解説。さらに、渋谷区と世田谷区では、マイナ保険証の有無にかかわらず国保加入者全員に資格確認書を送付する対応を決めたことに加え、両区長ともマイナ保険証を否定しているのではなく、制度の切り替え時期に受診トラブルがないようにとの配慮から、議会で承認を得たと説明した。その背景として、国保の標準システムの場合、マイナ保険証とのひも付けの有無確認の情報更新が1ヵ月

## 厚労省が異例の通知

### 期限切れの保険証でも診療可能

厚生労働省は6月27日、各地方厚生局など関係機関宛てに「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈」を通知した。2025年8月1日以降、26年3月末までは、期限が切れた健康保険証でも被保険者番号などを用いてオンライン資格確認システムで資格確認することを可能とし、安易に患者へ10割負担としないように求めた。

マイナ保険証の利用率が伸び悩む中、マイナ保険証の発行の有無に限らず、資格確認書が一旦発行されれば現場の医療機関は混乱に陥ってしまうため、苦肉の策として、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効するが、「有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者」や「健康保険証の切り替えに伴って通知された『資格情報のお知らせ』のみを持参する患者」に対しては、どのように受給資格の確認をするのか。

協会ではこれまで、健康保険証の存続を求め続けてきたが、厚労省は24年12月2日に新規発行を終了し、強行にマイナ保険証を推進してきた。しかし、その普及は進まず、「資格確認書」を発行せざるを得ない状況になった。さらに今回、有効期限切れの健康保険証でも問題ないとの異例ともいえる内容の疑義解釈を通知した。やはり、健康保険証の存続が最も優れた解決策である。

「●」表示問題 「簡単には解決できない」 また、全国保険医団体連合会(保団連)の調査では、回答した医療機関の窓口の9割で何らかのトラブルがあり、一旦10割負担を患者に求めた事例が1千411件あることを挙げ、「資格情報のお知らせ」を単体で

使おうとする患者も多いことが指摘された。さらに、技術的な問題として、戸籍の旧字、異体字などを扱う自治体システムと医療系の中間サーバーの経由する運用では、文字コードの違いによる「●」表示の問題があり、「これは簡単には解決できない」と述べた。マイナ保険証の対応が加えて、歯科では患者との関係性が構築されているケースも多く、「マイナ保険証による資格確認の必要性が低い」ことを指摘した。また、帝国データバンクの調査結果をもとに、歯科医院の倒産・廃業・解散件数は過去最多を記録しており、26年には1千件を超える予想されているなど、マイナ保険証対応のための出費が、高齢歯科医師の廃業への判断を早めている可能性も示唆した。質疑では、マイナ保険証導入に関する国の費用対効果の問題などについて、デジタル化による医療費削減効果の試算がないことへの疑義や、電子証明書の失効に伴う更新手続きの負担増、重複診療の削減効果に対する疑問、個人情報監視目的としての利用についてなど、多数の質問が挙げられた。長久保氏は、まだ多くの不明点があるとして、現状のトラブルが数年間続く予測し、マイナ保険証問題が解決しない状態では、「資格確認書との併用が続くことで医療現場においての混乱はなくなるというであろう」と述べた。

**経営・税務相談Q & A No.431**

**ご存じですか? 「育児・介護休業法」の改正**

2024年5月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、育児・介護休業法)が改正されました。本年4月からの施行に続き、一部は10月から施行される項目もあります(右下の表参照)。今号では4月および10月の改正のポイントを解説します。

請が出されることが十分に想定されます。急な申請に慌てないよう、日頃から準備しておくことが大切です。

しかし、どのように導入すべきかについては、医院ごとに異なりますので、社会保険労務士などにご相談いただくと良いでしょう。改正内容の詳細は、厚生労働省のサイトなどでご確認ください。

**Q1 4月からの改正のポイントは?**

**A1** 仕事と育児・介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正・施行が行われました。

育児関係で改正された5項目のうち、「子の看護休暇の見直し」「所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大」などの項目について、対応することが義務化されました。

同様に、介護関係は4項目のうち、「介護離職防止のための雇用環境整備」「介護離職防止のための個別の周知・意向確認等」の2項目が義務化されました。(右表参照)

**Q2 10月からの改正のポイントは?**

**A2** 「柔軟な働き方を実現するための措置等」および「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」が義務化されます。

4月に施行された項目も、10月に施行される項目も、それぞれ細かい内容を含んでいますので、厚生労働省が用意したパンフレットなどをよく読んで理解するようにしてください。

**Q3 歯科医院で導入する際の注意すべき点は何か。**

**A3** 育児・介護休業法は、歯科医療機関も含めすべての事業所で導入が義務付けられています。そのため、従業員から育児・介護休暇の求めがあった場合は、事業主は休暇を与えなければなりません。ただし、当該休暇に対する給与の支給

は義務ではないため、無給でも構いません。

年々、育児や介護を理由とした休暇申請は増加傾向にあります。歯科医療機関でも例外ではありません。今後、社会的な周知に伴い従業員から申

施行期	関係	改正内容
4月施行	育児関係	子の看護休暇の見直し(義務) 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大(義務) 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加
	介護関係	介護離職防止のための雇用環境整備(義務) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等(義務)
		介護のためのテレワーク導入(努力義務)
		柔軟な働き方を実現するための措置等(義務)
	10月施行	育児関係
介護関係		仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮(義務)

\*短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合のみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなる。



厚生労働省ホームページ  
育児・介護休業法

**トラブル対策は早めの対応がポイント 無料相談**

**法律相談、経営&税務相談**

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答いたします。  
(相続、賃借契約のトラブル、記帳や仕分け方法など何でもご相談ください)

日時: 8月21日(木) 午後2時~5時  
定員: 6名(各3名。相談時間は1人1時間以内)  
場所: 東京歯科保険医協会 会議室  
要予約: 03-3205-2999(担当: 経営管理部)  
※予約は、受付順とさせていただきます。

**2025年度 第1回 東京都歯科医師認知症対応力向上研修**

東京都福祉局より、「認知症対応力向上研修」の開催をお知らせいたします。都内に勤務する歯科医師や歯科医療従事者を対象に、認知症のある人や家族を支えるための必要な基本知識や、対応に当たっての歯科診療の実践、地域・生活における実践等に係る研修をライブ配信で開催します。ぜひご参加ください。

日時: 9月3日(水) 午後6時~8時30分  
内容:

「認知症基礎講座+認知症医療 最新トピックスのご紹介」  
井藤 佳恵氏(東京都健康長寿医療センター 認知症支援推進センター  
センター長 認知症未来社会創造センター 副センター長)  
「認知症の人も普通に歯科診療を受けたい: 私たちはどう振る舞うべきか」  
枝広 あや子氏(東京都健康長寿医療センター研究所 自立促進と精神保健  
研究チーム 認知症と精神保健 歯科医師/研究員)  
対象者: 都内在勤の歯科医師(定員300名)  
形式: Zoomによるライブ配信(詳細は参加者に別途お知らせいたします)  
参加費: 無料(データ通信料は受講者の負担となります)  
申込方法: 8月29日(金) 正午までにお申込みください。

<注意事項>

※対象者には都内に医療機関を開設している歯科医師を含みます。  
※歯科衛生士等の歯科医療従事者も受講可能ですが、定員超過時は歯科医師を優先します。



申込フォーム



**「また会いたい」接遇の5要素を学ぶ**  
7月11日、歯科衛生士で、歯科臨床コンサルタントの濱田智恵子氏を講師に招き、第1回ドクター・スタッフ講習会(接遇講習会)「また会いたい」と言われるスタッフになるべく、歯科医院の信頼を作る接遇力」を開催した。診療所の接遇力向上を目指す歯科医

に、患者さんが最も不安を感じやすい初診時や治療前の場面では、どのような接し方が安心感や信頼につながるかを具体的な事例を取り上げながら紹介。さらに、ロールプレイにより自らの接遇を振り返る時間もあり、参加者の意識を高める講習となった。

参加者からは、「言葉選び一つで印象が大きく変わる」「患者さんに「安心した」と思ってもらえる対応をしたい」「患者さんの立場を改めて考えるきっかけになった」など、前向きな感想が寄せられた。スタッフ一人ひとりが、「また会いたい」と思われる存在になることを目指し、行動目標が分かりやすく示された講習となった。

**東京都歯科衛生士会主催<東京都委託事業>**  
講師は歯科衛生士! **歯周治療の基本研修会**  
**「ベーシックSRPコース」**

日時 9月7日(日) 午前9時40分~午後4時  
9月21日(日) 午前10時~午後3時15分  
講師 小森 朋栄氏(日本歯科大学東京短期大学非常勤講師)  
富永 悦子氏(早川歯科医院)  
野村 正子氏(日本歯科大学東京短期大学特任教授)  
会場 新東京歯科衛生士学校(東京都大田区大森北1-18-2)  
定員 各20名  
対象 歯科衛生士(歯科衛生士会への入会の有無は問いません)  
※2日間参加できる方  
参加費 無料  
予約 右のQRからお申し込みください。(※8月22日まで)  
問合せ 公益社団法人東京都歯科衛生士会(03-5689-4311)



# 研究会・行事ご案内

## 施設基準のための講習会

第2回院内感染防止対策講習会

### 歯初診の新規届出・更新を希望する方向け

ご注意：8月1日現在の定例報告があります

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)、および歯科外来診療感染対策加算1(外感染1)の施設基準に対応(対象施設基準：歯初診、外感染1)。

※地方厚生局長へ8月1日現在の施設基準などの定例報告が必要です。また、歯初診は院内感染防止対策に係る標準予防策および新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講する必要があります。受講していない場合、当該施設基準について辞退届を提出する必要がありますのでご注意ください。

日時 8月20日(水) 午後1時～2時10分  
講師 濱崎 啓吾氏(東京歯科保険医協会 理事)  
会場 Web開催 (\*3)  
定員 500名  
対象 会員  
参加費 1,000円  
修了証 講習会後の確認テストで合格した方に発行し、メールでお送りします。  
予約 右のQRからお申し込みください。  
担当 社保・学術部



デンタルブックからお申し込みください

## 社保研究会

### 2025年度の個別指導、集团的個別指導を知る



2025年度の指導計画が関東信越厚生局東京事務所より開示されました。4月からすでに指導計画に沿って個別指導・新規個別指導が実施されています。また、高点数を理由とした集团的個別指導は9月に2日に分けて645医療機関に対して行われます。この研究会では平均点数や選定理由などを解説するとともに、開示資料から読み取れる傾向と対策を中心に、どのように指導が実施されているかをお話しします。指導通知が届いてから慌てることがないように指導の仕組みを知り、対応できるようにしましょう。

日時 8月28日(木) 午後7時～9時  
講師 本橋 昌宏氏(東京歯科保険医協会 副会長、社保・学術部長)  
会場 東京歯科保険医協会会議室(\*1)・Web配信(\*3)  
定員 会場参加：18名、Web参加：500名  
対象 会員とそのスタッフ  
参加費 会場参加の場合、同伴者1名につき1,000円  
予約 右のQRからお申し込みください。  
担当 社保・学術部



予約フォーム

## 新規開業医講習会

### 新規個別指導を控えている先生、改めて保険診療を学びたい先生へ

新規個別指導は開業後、概ね半年～8カ月以内の医療機関が選定されます。指導対策は、通知が届く前の早い段階で準備を進めることが最も大切です。講習会では、年間100件を超える相談を基に、指導で指摘されやすい事項を含め、保険診療の基本的なルールやカルテ記載、請求方法、自費と保険の考え方を丁寧に解説します。

これから開業を検討中の先生や勤務医の先生、さらに、改めて保険のルールなどについて確認したいという先生にも、ぜひ、ご参加いただきたい講習会です。

日時 9月28日(日) 正午～5時30分  
講師 協会講師団  
会場 ワイム貸会議室高田馬場(4F)(\*2)  
定員 50名  
対象 会員・未入会員  
参加費 会員13,000円、未入会員30,000円  
予約 右のQRからお申し込みください。  
担当 組織部



予約フォーム

## 第1回スタッフ講習会

### 歯科衛生士・助手向け 感染予防セミナー

#### 洗浄から滅菌まで感染予防対策をアップデート！自院の環境に最適な感染予防対策を考える講習会

患者さんもスタッフも安心して歯科医院で過ごせるのは、スタンダード・プリコーションをはじめとする感染予防対策の実施によるものです。一方、医院の設備環境や人員配置によって、体制はさまざまです。各医院の体制によっては、理想の感染予防対策に及ばないこともあるかと思えます。

当講習会では、ガイドラインやエビデンスに基づいた対策方法を、基本からお話しします。また、講師が臨床現場で培った経験や、数々のクリニックからの相談を受けたからこそ伝えられることを、事例とともにわかりやすく説明します。自院での明日からの感染予防対策をアップデートできる講習会です。歯科衛生士・助手として身に付けたい知識と技術を見直せる機会ですので、ぜひご参加ください。(講師より)

日時 8月27日(水) 午後6時30分～8時30分  
講師 片山 章子氏(歯科衛生士・第二種滅菌技師)  
会場 東京歯科保険医協会会議室(\*1)  
定員 30名(Web配信はありません)  
対象 歯科衛生士・歯科助手  
参加費 無料  
予約 右のQRからお申し込みください。  
担当 経営管理部



予約フォーム



## 地域医療研究会 「リハビリテーション・栄養・口腔連携の重要性」

患者さんの栄養状態が気になったことはありますか？歯周治療や補綴だけでなく、栄養やリハビリとの連携を視野に入れた歯科治療が求められる時代です。

そこで、今回は若林秀隆先生を講師に招き、どのような歯科介入がリハビリの成果やADL・QOLの向上に寄与するのかについて、ご講演いただきます。ぜひ、ご参加ください。概要を予約フォームからご覧ください。

日時 11月27日(木) 午後7時～9時  
講師 若林 秀隆氏(東京女子医科大学病院リハビリテーション科教授・診療部長)  
会場 東京歯科保険医協会会議室・Web(\*1・3)  
定員 会場15名・Web450名  
対象 会員本人 参加費 無料  
予約 右のQRからお申し込みください。 担当 地域医療部 予約フォーム



## 会員無料

## 「夏季休診案内」のご紹介

掲示用、卓上用の休診案内ポスターをご用意しました。診療所の夏季休診にあわせてご使用ください。ポスターに加え、受付やカウンターで使える卓上型もご用意しました。下記QRからダウンロードの上、ご利用ください。また、注文用ページよりお問い合わせいただければ、夏季休診案内ポスター、もしくは卓上型タイプを発送いたしますので、お申し込みください。



▲A4サイズポスター



▲卓上型(A4サイズ組み立て式)



注文用



ダウンロード用

### 歯科医師のための

#### 医師賠償責任保険

(G) 受保会社  
三井住友海上・東京海上日動

万が一の医療上のトラブルに備えて

### 歯科診療所におすすめ

#### 事業活動総合保険 ビジネスキーパー

(G) 受保会社  
三井住友海上

大切な医療機械等を破損リスクから守る

### 歯科医師のための

#### 第2休業保障 所得補償保険

(G) 受保会社  
三井住友海上

万が一の休業休診に備えて収入を補償します

株式会社 **アサカワ**  
**保険事務所**

〒141-0031 品川区西五反田 1-28-3

TEL 03(3490)1751

FAX 03(3490)1780

E-mail: info@asakawahoken.co.jp  
http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/

## 現場で役に立つ“本作り”を目指しています。

### 歯科医療事務 症例と解説



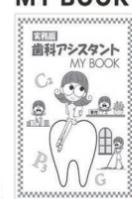
初期カリエスから有床義歯まで、解説付き(カルテ問題集)です。  
B5判  
2,750円(税込)

### カルテの手引き



2024年6月改正に対応。保険点数のルールブック  
A5判  
2,530円(税込)

### 歯科アシスタント MY BOOK



新人スタッフの教育にスタッフの再教育に  
A5判  
1,650円(税込)

お求めは **アイデンタルサービス**

〒108-0073 東京都港区三田 3-4-6-801  
☎03-3798-1778 FAX03-3798-8505



平野浩彦氏

「保険でよい歯を」東京連絡会  
東京連絡会は7月6日、協会の議室で東京都健康長寿医療センター歯科口腔外科部長の平野浩彦氏を講師に招き、市民講演会「オールラフレイルを存じですか? お口の衰え大改善!」を開催した。会場とオンラインで実施し、74名(会場7名WEB67名)が参加した。

### オールラフレイルで市民講演会

「保険でよい歯を」講演ではまず、オールラフレイルの成立の経緯や背景、近年の高齢者医療での位置づけなどを取り上げた。続いて、誰でも日常的に取り組めるオールラフレイルの予防・改善法として「カラカラうがい」と「ブクブクうがい」を紹介。これらが有効であることを実際の症例写真を交え解説した。

参加者からは、「日課にしたい」「患者さんに勧めたい」など、積極的な反応が多く寄せられた。加齢による口の衰えを自然なこととして見過ごすのではなく、早期に気づき適切に対応することが、健康

寿命を伸ばすというメッセージが明確に伝わった講演会であった。アンケートでは、歯科衛生士の参加者から「診療室でもフレイル予防に取り組んでいるが、若い」を強調することで患者の気分を害さないかと懸念していた。今回の講演を通じて、オールラフレイル予防の重要性を再認識できた」といった声もあった。

◆講演会を配信  
なお、当講演会はオンデマンド配信をしている。どなたでもご覧いただけるため、「保険でよい歯を」東京連絡会ホームページ(下記QR)でご確認いただきたい。

冒頭のようなAIによる架空の判例が問題になったことは初めてではなく、裁判所から警告が出されていながらもかわらず、発生しました。その弁護士は、「AIに確認したところ、大丈夫だと回答があった」と弁明したそうです。◆最終責任は自分で持つ  
あるホームページにおける特定のページを要約して評価するようAIに指示したところ、回答がおかしいため確認すると、AIはそのページを読み込んでいなかったことがありました。AIの回答はそのまま信用できない面があります。特に、医療は人体・人命に直接関わる行為を含みますので、AIはあくまで参考程度に、最終的には自分で責任を持って確認する姿勢が重要です。

## IT 相談室

永田 康祐  
クレセル株式会社

### AIとは何か④

#### 活用上の注意 -最後は自分の責任で-

AIは、多くの分野に大きな影響をもたらす有益な技術革新です。非常に便利である反面、注意すべき点もありますので、今回はその点について説明します。◆AIは嘘をつく  
2024年末、アメリカの弁護士がAIで作成した架空の判例を訴訟資料とし

「安定動作する最終安全版」「これなら大丈夫です」「完全防衛バージョン」。これらは全て、当社でAIを利用してプログラミングを作った際の返答です。何度繰り返してもエラーがなくならないのですが、それでもAIは毎回こ

て提出する事件がありました。AIはインターネット上の膨大な情報をこちらの指示通りにまとめる便利なものですが、間違った情報を提示することがあります。これはAIのハルシネーション(幻覚・妄想)と呼ばれる問題になっていいます。存在しない医学用語を作り出した例もあります。◆AIは自信満々  
「安定動作する最終安全版」「これなら大丈夫です」「完全防衛バージョン」。これらは全て、当社でAIを利用してプログラミングを作った際の返答です。何度繰り返してもエラーがなくならないのですが、それでもAIは毎回こ

のように答えます。冒頭のようなAIによる架空の判例が問題になったことは初めてではなく、裁判所から警告が出されていながらもかわらず、発生しました。その弁護士は、「AIに確認したところ、大丈夫だと回答があった」と弁明したそうです。◆最終責任は自分で持つ  
あるホームページにおける特定のページを要約して評価するようAIに指示したところ、回答がおかしいため確認すると、AIはそのページを読み込んでいなかったことがありました。AIの回答はそのまま信用できない面があります。特に、医療は人体・人命に直接関わる行為を含みますので、AIはあくまで参考程度に、最終的には自分で責任を持って確認する姿勢が重要です。



## 暑中お見舞い 申し上げます

**kuraray Noritake**  
クラレノリタケデンタル株式会社  
代表取締役社長 **山口 里志**  
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー  
TEL.03-6701-1700 FAX.03-6701-1805

**W&D** 株式会社  
ウィルアンドデンターフェイス  
FLEXシリーズに電子カルテが登場  
**FLEX e-Karte**

**TMR MTA cement Maztelle**  
プレミックスタイプ  
製造販売元 **YAMAKIN株式会社**  
〒781-5451 高知県香南市香我美町上分字大谷1080-3

**サンメディカル株式会社**  
代表取締役社長 **中島 祥行**  
〒524-0044 滋賀県守山市古高町571-2  
TEL:0120-418-303 (FAX共通)  
電話受付時間:月~金(祝日を除く)午前9:00~午後5:30  
http://www.sunmedical.co.jp

**ぎかんし**  
新報に情報あり  
WEB制作  
ユーザーに価値を届ける・伝える  
SNS構築  
SSL対応  
アクセス解析  
メディアのちからを寄せた社会づくりに。  
お客様の要望にお応えするために...何でもご相談ください

正確なカルテ記載は、信頼できるシステムから  
歯科用総合コンピュータシステム  
**clevia**  
クレヴィア  
〒164-0011 東京都中野区中央1-21-4 (ノーザビル)  
TEL 03.5348.1881 (代表) FAX 03.5348.1885  
WEB http://www.nhosa.com

誰もが使いやすく機能的な歯科用レセコン  
**Sunny-NORIS**  
Next Online Receipt Innovation System  
クラウド対応  
**サンシステム株式会社**  
東京都千代田区外神田6-10-6 SSビル  
TEL:03-5816-6753

**BESTパートナー**  
**大樹生命**  
日本生命グループ  
大樹生命保険株式会社  
公共・広域法人営業部  
〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1  
TEL:03-6831-8840

**太陽生命保険株式会社**  
公法人部  
〒103-0027  
東京都中央区日本橋2丁目1番2号  
太陽生命日本橋ビル  
TEL 03(3272)6042  
FAX 03(3272)6987

歯科医師のための **医師賠償責任保険**  
医療上のトラブルに備えて..(引受保険会社:三井住友海上・東京海上日動)  
**株式会社 アサカワ 保険事務所**  
TEL 03(3490)1751  
FAX 03(3490)1780  
E-mail: info@asakawahoken.co.jp

**明治安田**  
明治安田生命保険相互会社  
広域組織法人部  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
TEL 03-6259-0035

富国生命保険相互会社  
〒100-0011  
東京都千代田区内幸町2-2-2  
TEL 03-3508-1101(大代表)  
https://www.fukoku-life.co.jp  
© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L660292 (登録・業務-0051 (2025.8.1))

弁護士法人 **神田お玉ヶ池 法律事務所**  
KANDAOTAMAGAIKE LAW OFFICE  
弁護士・歯科医師 元橋 一郎  
弁護士 大野絵里子  
〒101-0032  
東京都千代田区岩本町2-11-7 ラ・アトレ岩本町3階  
Tel:03-3864-3677 Fax:03-3864-3678  
E-mail: info@imotohashi.com  
URL: http://www.imotohashi.com/

税理士法人 **税制経営研究所**  
代表社員 荒川俊之  
代表社員 櫻木敦子  
東京都新宿区四谷三栄町12番5号  
ライラック三栄ビル2階  
TEL 03 (3359) 4731

**野本法律事務所**  
弁護士 野本 雅志  
〒107-0061 東京都港区北青山2丁目12番8号  
BIZ SMART青山2階211  
TEL 03-6427-3050  
FAX 03-6427-3011  
e-mail bengoshinomotolawoffice@nifty.com

弁護士 藤本 齊  
弁護士 前川雄司  
弁護士 洪 美絵  
〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-21  
東京合同法律事務所 TEL03 (3586) 3651

**レセプト請求 オンラインの時代**  
受付業務からレセプト請求まで  
**オンラインの時代です**  
受付事務と医療保険制度  
国民皆保険制度のもと、スタートした医療保険制度の理解を基にし、窓口業務担当者に求められる種々データの取扱い、さらにオンラインシステムの中での事務処理の原則を学ぶ手引き書  
お求めは **アイ・デンタルサービス** 〒108-0073東京都港区三田3-4-6-801  
TEL 03-3798-1778 FAX 03-3798-8505



(左から) 小林顕部長、早坂美都会長

### 新体制後初のメディア懇談会開催

# 診療報酬への「根本的な政策提言」を

#### インフレ時代の診療報酬のあり方問う声

冒頭、新会長の早坂美都氏、広報・ホームページ部新部長の小林顕氏がそれぞれ挨拶。早坂会長は今後の取り組みについて、歯科医療改善に向けた国会議員や行政への働きかけの強化のほか、保険医の生活を守っていくことなどに力を入れていくと説明した。会長就任前まで広報・ホームページ部長として本懇談会に参加してきたこともあり、参加者からは新体制への期待の声が上がった。

マイナ保険証問題については、「世の中の雰囲気が変わった」と協会や全国保険医団体連合会の活動を評価する声が上がった。また、協会が都内の自治体に資格確認書の一筆配布を要請することなどを踏まえ、区市町村への積極的なアプローチの必要性についての意見が目立った。



会場の様子、ほか2名がオンライン参加した

## 通信員便り No.152

機関紙7月号について、通信員50名の便りの中から抜粋して紹介しています。

- ◆早坂美都新会長や、これからの協会に期待すること
- ◆女性歯科医師の目線も入り、より多様な働き方が進むのではないかと、きめ細かい協会に。
- ◆今までの流れを踏襲しつつ、早坂会長ならではのカラーを出してほしい。
- ◆協会全体を盛り上げていきたいと、診療報酬の在り方そのものに言及する発言もあった。早坂会長は材料費、人件費などの高騰を引き合いに、「漫然と訴えていくのではなく、統計学も用いながら『医療機関がこれだけ大変な状態にある』という数値を示していくのは重要だと考える」とした。
- ◆厚生労働省への医療保険制度改善の働きかけを戦略的に行ってほしい。
- ◆協会、会員全体として、デジタル技術への対応力の向上を強く求める。
- ◆世界的に景気の先行きが見通せない時代の中で、保険医の経営を安定させる舵取りを期待します。
- ◆協会の子も医療費助成への取り組みと、先生のお考え。
- ◆子どもは将来の日本を担う大変重要な存在です。物価高もある中で子育て世代に負担が少なく、より良い医療を無償で提供できるような環境を守っていきたく感じます。
- ◆自己負担のために受診できない子どもがいること

## 理事会だより

### 2025年度 第6回 理事会

◆第6回理事会◆  
7月10日(木)、午後7時00分～9時36分。会長、副会長5名、理事16名、監事1名、事務局13名の出席。

【新体制発足に当たり】早坂美都新会長より挨拶があり、理事会の進め方、申し合わせ、理事会機構、会長代行順位、理事会議長の順番、部員の委嘱状況などが提案され、確認。

【情勢報告】①厚生労働省の疑義解釈で、保険証の有効期限が切れた後も使えることが示されたことを機関紙、デンタルブック、ホームページ、F LINEなどを用いて会員に周知する。東京都内の国保は9月30日(火)が

期限になるが、他県から都内歯科医院を受診する患者もいるため、7月から順次会員に周知する。

②資格確認書の一斉送付を求める要望書を都と区市町村に提出し、会員に周知することを確認。

【第53回定期総会のもと】当日の参加者数、委任状の集計結果、費用報告を確認。今回の反省点と来年の第54回定期総会に向けての諸課題を討議。

【各部活動報告と提案事項】①2026年度東京都予算要請の要請項目と日程調整、②生産性向上・職場環境整備等支援事業の申請が7月下旬から8月上旬に開始(※その後、8月4日開始と発表されるため、会員へ周知していく)。

【保団連会議関連】第18回保団連理事会(6月28日)報告、第3回保団連代議員会(6月29日)報告を確認。

【機関紙の企画】8月1日号、9月1日号の企画案を確認。

【組織の現状】7月1日付け会員数6千40名(入会17名、退会9名)。

### 会員優待サービス

詳細・申込は QR から

- サンリオピューロランド
- プリンスホテル
- リゾルの森
- フジヤマ倶楽部

は、とても残念。ぜひ、無償化実現への取り組みを続けてほしい。

所得制限なし、負担金なしで統一してほしい。

小学生までは親が付き添って来院しますが、高校生になるとなかなか歯科医院にこない。窓口負担金がなければもっと少しは来院してくれているように思います。

会員の皆様には..

## 大切なご家族とご自身のために グループ生命保険

～先生方でつくる未来の備え～  
会員だけの共済制度です!

健康上の問題で協会の共済制度をご利用いただけない方には..

スマホでスマート!お申し込みカンタン

太陽生命ダイレクト **スマ保険**

※告知内容によってはお引き受けできない場合があります。

太陽生命保険株式会社 公法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2 Tel. 03-3272-6042

1 火	第4回広報・ホームページ部、第2回反核医師の会世話人	15 火	第3回社保・学術部会
2 水	第3回経営管理部会	16 水	第1回院内感染防止対策講習会、休保審査会(医科)
3 木	厚生労働省要請	17 木	会員無料相談デー
4 金	第4回総務会議	22 火	第5回財政部会
6 日	「保険でよい歯を」東京連絡会夏の講演会	23 水	第4回「保険でよい歯を」東京連絡会世話人会
8 火	第3回共済部会	26 土	休保審査会(全国)
10 木	第6回理事会、「保険で良い歯科医療を」全国連絡会世話人会	28 月	第2回これから始める歯科訪問診療講習会-臨床編-
11 金	第2回メディア懇談会、第1回ドクター・スタッフ講習会(接遇講習会)	29 火	第1回就業規則改定委員会
14 月	第3回地域医療部会	30 水	第3回組織部会、受託生保会議

## 8月18日(月)共済制度 募集キャンペーンスタート

万が一の備えを手ごろな掛金で **グループ生命保険**

予定利率 1.225%にアップ! **保険医年金**

掛金は加入時のまま **保険医休業保障 共済制度**

資料請求・問い合わせは 右のQRからお申し込みを  
お電話は03-3205-2999 (共済部)

保険医年金制度

保険医年金にお申込みいただいた先生方へ、加入日・振替日などについてご案内いたします。

- 加入日 ・・・9月1日(月)
- 初回掛金振替日: 月払の場合は8月25日(月) 一時払の場合は8月18日(月)までに振込
- 加入者証の送付: 10月下旬郵送
- ※掛金は、経費になりませんのでご注意ください。
- ※振替日は毎月25日(25日が休日の場合は翌営業日)となります。

お問い合わせ 03-3205-2999 共済部

# 戦後80年 伝えたい記憶、戦時の記録 -上-

## 剛志村戦死者名鑑

1945年8月15日、先の大戦が終わり、今年80回目の夏を迎えた。戦前生まれの世代が高齢化していく中で、戦時経験が語り継がれる機会は少なくなっている。残された時間でいかに後世に語り継いでいこうか。本企画では、会員ご本人や家族の戦争体験を投稿いただいた。8、9月号に連載する。



叔父が眠る墓と名前が刻まれた「戦死者名鑑」  
戦没した日時や場所が記録されている

### 私の戦前と戦中、そして戦後80年

渡辺 吉明(90歳)



### 被爆電車に乗って

1941年、私が鶴巻国民学校(現・新宿区立鶴巻小学校)1年生になった年の12月8日、日本とアメリカの戦争が始まった。この太平洋戦争開戦の翌春4月18日、現在も住む自宅周辺が米軍のB25爆撃機

により空襲を受け、映画館などが燃えたことを鮮明に覚えている。近くの病院や早稲田大学の校舎にも被害が発生したことを後日知った。日本軍機の応戦は一切なく、当時は首都の制空権すら、まったく奪われていたようだ。3年生になると、戦局の悪化と共に学童疎開が始まった。私は、父の郷里である熊本県天草郡宮地村切越にあった父の実弟の農家に縁故疎開することになった。父親と疎開する学童2名の行程は、東京・熊本間はE1(電気機関車)の直行列車に乗り車中一泊。熊本市内一泊。さらに、熊本から三角間はSL(蒸気機関車)列車で移動し、三角から天草へは九州商船での船旅となり、移動には二泊三日かかった。当時の天草は完全な離れ小島で、接岸設備がない島には商船から伝馬船に乗り換えて上陸した。

### ビルマからの手紙

下田 祐里江(57歳)

生前の母は、毎年、桜の咲く頃に、長兄である叔父の供養のためと称して、腹違いの妹の叔母と靖国神社にお花見に出かけていた。その母も一昨年亡くなり、遺品整理をしていた時に、叔父からの軍事郵便はがきの「コピー」とビルマの土が入った袋が出てきた。叔父は召集令状を受け群馬からビル

マに行き、そこで病死した。はがきの字は、教師になることを夢見ていた叔父らしく、とても丁寧で、几帳面に整然とした文面であった。実母を3歳で亡くした末っ子の母を案じている内容と、「日本男児としてお国の為に頑張る」と、検閲を気にしている様子がかうか

がえた。ビルマで病気になるようになった。父親と疎開する学童2名の行程は、東京・熊本間はE1(電気機関車)の直行列車に乗り車中一泊。熊本市内一泊。さらに、熊本から三角間はSL(蒸気機関車)列車で移動し、三角から天草へは九州商船での船旅となり、移動には二泊三日かかった。当時の天草は完全な離れ小島で、接岸設備がない島には商船から伝馬船に乗り換えて上陸した。

43年、小宮地国民学校に転入。戦時教育や一連の農作業の訓練を受けたが、あまり抵抗感はなかったと記憶している。ただ、天草島上空は、熊本方面に爆撃機向かう米軍のB29爆撃機の空路であったため、登校しても空襲警報が鳴ると授業は中止、帰宅させられた。

45年8月15日敗戦。47年4月、天草郡の宮地新制中学校に入学。新制中学の教科書だった「あたらしい憲法のはなし」を学び、国民主権と戦争放棄に「若い血が沸き立ち」、私の戦後が始まった。ただ、私は戦前から相変わらず、家の前を走る都電ファンで、今でも「鉄ちゃん」だった。

50年7月、疎開先より東京。59年東京歯科大学卒業。89年、IPPNW(核戦争防止国際医師会議)の時、被爆した広島電鉄(650形、現役)に初めて乗車。「運転席の裏には、被爆電車の説明板があり、原爆を風化させない地道な努力を感じました」「核兵器と人類は、絶対に共存はできません。核廃絶を訴えるのは当たり前」など、核廃絶を訴えるのは当たり前

私が歯学部に入學することが決まった時に、入学金を工面するため、母と一緒に群馬銀行に口座の解約をしに行った。その際、戦死した叔父のお墓(供養塔)にもお参りした。私の両親の世代は、物のない時代であり、青春時代に制約を受け、我慢を強いられるような年代である。せめて晩年は我慢を強いられないようにと、母の希望通り在宅介護で見送った(こちらは、超大変だったが)。母の出棺の際に、叔父のビルマからの手紙と土、私の歯科医師免許の写しも入れた。きつと、戦死した叔父に報告してくれているかな?

私は、自分が希望する歯科医師になれたことに感謝せずにはいられない。

「前」などの声を聞いた。私の趣味としての路面電車と反核への思いが結びついたので、この広島での被爆電車との出会いだった。そして、被爆の実相を伝える「語り部」としての被爆電車に乗って、当時を体験しながら親子で学ぶことを東京反核医師の会として企画し、原水禁世界大会での「動く分科会」実施を提案。02年に実現させ、24年に11回目を迎えている。

60年代には患者に誘われ、平和行進に参加して以来、「東京反核医師の会」の運動に役員として関わってきた。17年、「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)のノーベル平和賞受賞を記念し、翌年11月に第28回「反核医師のつどい」を開催し、全国から4名が参加。「被爆の実相に立ち返り、核なき世界を目指す」ことを確認した。

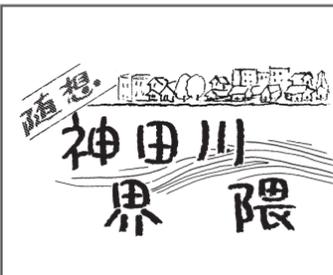
被爆80年、私たち「東京反核医師の会」は、「日本協力、賛同しています。」

政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求める署名に協力、賛同しています。

戦争は、生き残った父と中耳炎で亡くなり、さらに妹が栄養失調で命を落とした。サルファ剤もペニシリンも、ましてや食べ物もない時代だった。父と子の二人で寄り添って生きてきたが、その詳細な記憶は定かではない。ただ、まだ袖を通していい妹の小さなセーラー服が、きちんと畳まれて桐箆笥の奥に大切にしまわれていたことは、今でも忘れられない。

夏のある朝、隣組のおじさんが「今日の屋にHさん宅の庭に集まるように」と知らせにきた。玉音放送だった。子どもだった私には内容が正確に理解できず、近くの大人に尋ねた。「戦争終わったんや」との答えに、心がふつと軽くなった気がしたのを覚えている。「もうB29は飛んで来ないんだ。」

「You Tubeを何気なしに検索していたある晩、突然この曲のタイトルが目に入り、飛び込んでみた。96年といえば、不肖私が浪人生活を過ごした年、月9ドラマ「ロングバケーション」、いわゆるロンバケが世間に大ブームを起し、ロン毛の木村拓哉が世の女性たちを虜にしていた年である。強烈な懐かしさが込み上げ、久しぶりにこの曲を聴いた。「拝啓、ジョン・レノン、あなたがこの世から去りずいぶん経ちますが、まだまだ世界は暴



『拝啓、ジョン・レノン』  
ロックバンド・真心ブラザーズが、ジョン・レノンの死後16年目に当たる1996年に発表した



「You Tubeを何気なしに検索していたある晩、突然この曲のタイトルが目に入り、飛び込んでみた。96年といえば、不肖私が浪人生活を過ごした年、月9ドラマ「ロングバケーション」、いわゆるロンバケが世間に大ブームを起し、ロン毛の木村拓哉が世の女性たちを虜にしていた年である。強烈な懐かしさが込み上げ、久しぶりにこの曲を聴いた。「拝啓、ジョン・レノン、あなたがこの世から去りずいぶん経ちますが、まだまだ世界は暴

### 拝啓、ジョン・レノン

濱崎 啓吾 (理事/練馬区)



力にあふれ、平和ではありません、ありませぬ、  
〜中略〜  
拝啓、ジョン・レノン、あなたの声はとても優しいよ、  
おおよそ30年前の歌詞が、心に響く。  
ジョン・レノンが亡くなって今年で45年、世の中にはインターネットが普及し、スマートフォンからこうして昔の楽曲も簡単に聴くことができるようになった。ひと昔前には考えられなかったことである。  
しかしジョン・レノンの願いとは裏腹に、今日でも争いは止まず、日々痛ましい報道に接している。あの頃と何も変わっていないし変わらな

い。そして残念ながらこれからもずっと変わらな

「B」  
昭和15年生まれは、今年85歳になった。父は歯科医師で、私もその道に入り、60年が過ぎた。幼くして短い戦時下を経験した一人として、当時を振り返ってみた。  
4歳の頃、最初に覚えたアルファベットは「B」だった。「B29」の「B」である。意味も分からず、大人たちの会話から拾い覚えただろう。焼夷弾の標的にされることを恐れ、灯火管制のもと、電灯を消す生活が日常だった。  
私の生家は大阪府堺市の旧市街地にあり、一階が住居、二階が歯科医院の木造二階建てだったが、公共機関への延焼を防ぐため、強制疎開で取り壊された。戦火を逃れるように、およそ南へ18キロ離れた岸和田市久米田の里山に身を寄せた。そこから、堺上空襲の煙が遠くに見えるのを見上げた記憶が残っている。  
人的な犠牲も身近にあった。母の弟は東北帝大で冶金を学んだあと、出征した。しばらくして南方で戦死。葬儀の際に、堺市大道を行く私たちの葬列に、自転車を降りて頭を垂れられた人々の姿を今でも鮮明に覚えている。「もうB29は飛んで来ないんだ。」

戦争は、生き残った父と中耳炎で亡くなり、さらに妹が栄養失調で命を落とした。サルファ剤もペニシリンも、ましてや食べ物もない時代だった。父と子の二人で寄り添って生きてきたが、その詳細な記憶は定かではない。ただ、まだ袖を通していい妹の小さなセーラー服が、きちんと畳まれて桐箆笥の奥に大切にしまわれていたことは、今でも忘れられない。

夏のある朝、隣組のおじさんが「今日の屋にHさん宅の庭に集まるように」と知らせにきた。玉音放送だった。子どもだった私には内容が正確に理解できず、近くの大人に尋ねた。「戦争終わったんや」との答えに、心がふつと軽くなった気がしたのを覚えている。「もうB29は飛んで来ないんだ。」

あれから80年、戦争や争いが未だ絶えない現代ではあるが、世界中の人々が穏やかな心を大切に、楽しく生きる日々が来ることを願うことしきりである。

そのあと「イマジン」を聴いた。ジョン・レノンの声は、今もとても優しく、そして同じようにこの変わらない世の中に語りかけている。  
子どもの頃、戦争の記憶を話してくれた祖父は、もうこの世にはいない。  
薄れゆく戦争の記憶、変化する世界情勢、変わらない戦争という現実、戦争を知らない子供たちが年を重ね、私も戦争を知らない子どもたちの二世である。隣で戦争を知らない子どもたちの三世が寝息を立てている。今年も、もうすぐ80年目の終戦の日を迎える。